

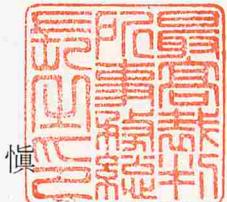
最高裁秘書第2995号

令和2年12月9日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

11月11日付け（同月13日受付、第020640号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

商業登記に関する登記懈怠の通知が法務局又は地方法務局から裁判所に届いた場合、どのような事務処理手続を経て過料決定を出すことになっているかが分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）